

長野県告示第440号

長野県松本建設事務所長から、次のとおり公共測量が終了した旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成15年 9月 8日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 作業種類 公共測量（数値図化レベル1000）
- 2 作業期間 平成15年 3月20日から平成15年 6月30日まで
- 3 作業地域 南安曇郡安曇村島々他域

監 理 課

長野県告示第441号

杭瀬下土地区画整理組合理事長から、次のとおり公共測量を実施する旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成15年 9月 8日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 作業種類 公共測量（世界測地系に伴う出来形確認測量成果座標変換）
- 2 作業期間 平成15年 9月20日から平成16年 3月19日まで
- 3 作業地域 千曲市大字杭瀬下字欠下、字堂川原の全部
千曲市大字杭瀬下字村浦、字五十里、字石原、字宮下、字田中、字柳川原、字古屋敷、字牛追、字綿主、字三ツ屋の各一部
千曲市大字粟佐字南沖の一部
千曲市大字新田字見崎の一部

監 理 課

長野県告示第442号

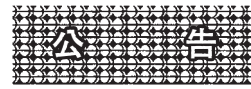
都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成15年 9月 8日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 施行者の名称
御代田町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
佐久都市計画下水道事業 御代田町公共下水道
- 3 事業施行期間
平成 3年 1月21日から
平成20年 3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

下水道課



公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成15年 9月 8日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 申請のあった年月日
平成15年 8月25日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 ふきんと
- 3 代表者の氏名
渡 邊 力
- 4 主たる事務所の所在地
下高井郡木島平村大字穂高2895番地 8
- 5 定款に記載された目的

この法人は、北信州の自然・風土が作り出した、お年寄りを敬い、子どもたちを宝とする、家族関係、地域関係を大切にし、更にこの地域性を後世に伝えるため、高齢者・障害者等の自立支援・介護支援、子育て支援等を通じて、地域住民に広く開かれた活動を展開し、よって住民福祉の向上に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成15年 9月 8日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 申請のあった年月日
平成15年 8月26日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 長野県技術士センター
- 3 代表者の氏名
宮 澤 洋 介
- 4 主たる事務所の所在地
長野市稲里町中央三丁目33番23号
- 5 定款に記載された目的

この法人は、広く長野県民に対して、科学技術を通じてまちづくりの推進、環境保全、科学技術の振興、経済活動の活性化等に関する事業を行い、地域社会の発展に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)附則第5条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成15年9月8日

長野県知事 田中康夫

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
西友 松川店
北安曇郡松川村字東川原5723-11ほか
- 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
(株)エス・エス・ブイ
長野市川中島町御厨石河原37
- 変更しようとする事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
(株)エス・エス・ブイ	午前10時 (年間60日 午前9時)	午後9時
(有)内川薬局		

(変更後)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
(株)エス・エス・ブイ	午前9時	午後10時
(有)内川薬局		午後9時

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	変更前	変更後
No.1	午前8時30分から 午後9時30分まで	午前8時30分から 午後10時30分まで

- 変更年月日
平成15年9月15日
- 届出年月日
平成15年8月26日
- 届出書及び添付書類の縦覧の場所
長野県商工部産業振興課及び長野県北安曇地方事務所商工建築課
- 縦覧の期間
平成15年9月8日から平成16年1月8日まで
- 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 意見書の提出先
長野県商工部産業振興課又は長野県北安曇地方事務所商工建築課

産業振興課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)附則第5条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成15年9月8日

長野県知事 田中康夫

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
西友 中野駅前店
中野市大字西條枝垂桜405-3ほか
- 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
(株)エス・エス・ブイ
長野市川中島町御厨石河原37
- 変更しようとする事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
(株)エス・エス・ブイ	午前10時 (年間60日 午前9時)	午後9時
寺島薬局(株)		

(変更後)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
(株)エス・エス・ブイ	午前9時	午後10時
寺島薬局(株)		午後9時

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	変更前	変更後
No.1	午前8時30分から 午後9時30分まで	午前8時30分から 午後10時30分まで

- 変更年月日
平成15年9月15日
- 届出年月日
平成15年8月28日
- 届出書及び添付書類の縦覧の場所
長野県商工部産業振興課及び長野県北信地方事務所商工課
- 縦覧の期間
平成15年9月8日から平成16年1月8日まで
- 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 意見書の提出先
長野県商工部産業振興課又は長野県北信地方事務所商工課

産業振興課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、辰野都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針案を作成するため、次のとおり長野県都市計画公聴会を開催します。

平成15年9月8日

長野県知事 田中 康夫

1 開催日時及び場所

- (1) 開催日 平成15年10月6日(月)
- (2) 開催時及び場所
午後7時から 辰野町役場 2階第6会議室

2 都市計画案の概要

- (1) 都市計画案
辰野都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を定める。
- (2) 案の閲覧
公告の日から平成15年10月3日(金)まで、3の(3)の場所において閲覧に供する。

3 公述申出について

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、次により意見の概要を記載した文書（以下「公述申出書」という。）を提出すること。

- (1) 公述申出のできる者
都市計画案に係る区域内の土地所有者その他利害関係を有する者
- (2) 公述申出期間
公告の日から平成15年9月22日(月)まで（郵送の場合は、同日までに到着したものに限る。）
- (3) 公述申出書の提出先
長野県土木部都市計画課、伊那建設事務所、辰野町商工建設課
- (4) 公述申出書の様式
別紙様式のとおり

4 公述人の選定

あらかじめ公述申出書を提出した者の中から知事が選定して公述人に通知する。
なお、公述の申出がない場合は、公聴会は中止する。

5 その他

この公聴会についての問い合わせは、公述申出書の提出先に行うこと。

(別紙様式)

公 述 申 出 書		(整理番号)
<p>辰野都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 (素案) に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。</p>		
平成15年 月 日		
長野県知事 田中康夫 様		
公述申出人		
住 所 〒		
ふりがな		
氏 名		
(電話)		
意見の要旨		
<p>(備考) 1 意見の要旨は400字以内とし、簡潔にまとめてください。</p> <p>2 区域、位置等を特定して意見を公述しようとする場合は、その区域、位置等が容易に判読できるよう、縮尺3,000分の1以上の位置図を添付してください。</p> <p>3 自治会、組合、団体等の組織を代表して公述しようとするときは、その旨を明記してください。</p>		

(注) 用紙はA4判横長の横書き左とじとします。

都市計画課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、箕輪都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針案を作成するため、次のとおり長野県都市計画公聴会を開催します。

平成15年9月8日

長野県知事 田 中 康 夫

1 開催日時及び場所

(1) 開催日 平成15年10月7日(火)

(2) 開催時及び場所

午後7時から 箕輪町文化センター 2階研修室

2 都市計画案の概要

(1) 都市計画案

箕輪都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を定める。

(2) 案の閲覧

公告の日から平成15年10月3日(金)まで、3の(3)の場所において閲覧に供する。

3 公述申出について

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、次により意見の概要を記載した文書（以下「公述申出書」という。）を提出すること。

(1) 公述申出のできる者

都市計画案に係る区域内の土地所有者その他利害関係を有する者

(2) 公述申出期間

公告の日から平成15年9月22日(月)まで(郵送の場合は、同日までに到着したものに限り。)

(3) 公述申出書の提出先

長野県土木部都市計画課、伊那建設事務所、箕輪町建設課

(4) 公述申出書の様式

別紙様式のとおり

4 公述人の選定

あらかじめ公述申出書を提出した者の中から知事が選定して公述人に通知する。

なお、公述の申出がない場合は、公聴会は中止する。

5 その他

この公聴会についての問い合わせは、公述申出書の提出先に行うこと。

(別紙様式)

公 述 申 出 書	(整理番号)
<p>箕輪都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 (素案) に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。</p> <p style="text-align: right; margin-right: 50px;">平成15年 月 日</p> <p>長野県知事 田中康夫 様 公述申出人</p> <p style="margin-left: 40px;"><u>住所</u> 〒_____</p> <p style="margin-left: 40px;">ふりがな _____ 氏名 _____</p> <p style="margin-left: 40px;">(電話)</p> <p><u>意見の要旨</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>
<p>(備考) 1 意見の要旨は400字以内とし、簡潔にまとめてください。 2 区域、位置等を特定して意見を公述しようとする場合は、その区域、位置等が容易に判読できるよう、縮尺3,000分の1以上の位置図を添付してください。 3 自治会、組合、団体等の組織を代表して公述しようとするときは、その旨を明記してください。</p>	

(注) 用紙はA 4判横長の横書き左とじとします。

都市計画課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条第1項の規定により、伊那都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針案を作成するため、次のとおり長野県都市計画公聴会を開催します。

平成15年 9 月 8 日

長野県知事 田中康夫

1 開催日時及び場所

(1) 開催日 平成15年10月 8 日(水)

(2) 開催時及び場所

午後7時から 伊那市役所 1階多目的ホール

2 都市計画案の概要

(1) 都市計画案

伊那都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を定める。

(2) 案の閲覧

公告の日から平成15年10月 3 日(金)まで、3の(3)の場所において閲覧に供する。

3 公述申出について

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、次により意見の概要を記載した文書（以下「公述申出書」という。）を提出すること。

(1) 公述申出のできる者

都市計画案に係る区域内の土地所有者その他利害関係を有する者

(2) 公述申出期間

公告の日から平成15年9月22日（月）まで（郵送の場合は、同日までに到着したものに限り。）

(3) 公述申出書の提出先

長野県土木部都市計画課、伊那建設事務所、伊那市建設課、高遠町建設課、南箕輪村建設課

(4) 公述申出書の様式

別紙様式のとおり

4 公述人の選定

あらかじめ公述申出書を提出した者の中から知事が選定して公述人に通知する。

なお、公述の申出がない場合は、公聴会は中止する。

5 その他

この公聴会についての問い合わせは、公述申出書の提出先に行うこと。

(別紙様式)

公 述 申 出 書	(整理番号)
<p>伊那都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 (素案) に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。</p> <p style="text-align: center;">平成15年 月 日</p> <p>長野県知事 田中康夫 様 公述申出人</p> <p style="margin-left: 40px;">住 所 〒 _____</p> <p style="margin-left: 40px;">ふりがな 氏 名 _____</p> <p style="margin-left: 80px;">(電話 _____)</p> <p><u>意見の要旨</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>
<p>(備考) 1 意見の要旨は400字以内とし、簡潔にまとめてください。</p> <p>2 区域、位置等を特定して意見を公述しようとする場合は、その区域、位置等が容易に判読できるよう、縮尺3,000分の1以上の位置図を添付してください。</p> <p>3 自治会、組合、団体等の組織を代表して公述しようとするときは、その旨を明記してください。</p>	

(注) 用紙はA4判横長の横書き左とじとします。

都市計画課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、駒ヶ根都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針案を作成するため、次のとおり長野県都市計画公聴会を開催します。

平成15年 9月 8日

長野県知事 田 中 康 夫

1 開催日時及び場所

- (1) 開催日 平成15年10月 9日(木)
- (2) 開催時及び場所
午後7時から 駒ヶ根市役所 3階第5会議室

2 都市計画案の概要

- (1) 都市計画案
駒ヶ根都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を定める。
- (2) 案の閲覧
公告の日から平成15年10月 3日(金)まで、3の(3)の場所において閲覧に供する。

3 公述申出について

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、次により意見の概要を記載した文書(以下「公述申出書」という。)を提出すること。

- (1) 公述申出のできる者
都市計画案に係る区域内の土地所有者その他利害関係を有する者
- (2) 公述申出期間
公告の日から平成15年 9月22日(月)まで(郵送の場合は、同日までに到着したものに限る。)
- (3) 公述申出書の提出先
長野県土木部都市計画課、伊那建設事務所、駒ヶ根市建設課、宮田村建設水道課
- (4) 公述申出書の様式
別紙様式のとおり

4 公述人の選定

あらかじめ公述申出書を提出した者の中から知事が選定して公述人に通知する。

なお、公述の申出がない場合は、公聴会は中止する。

5 その他

この公聴会についての問い合わせは、公述申出書の提出先に行うこと。

(別紙様式)

公 述 申 出 書	(整理番号)
<p>駒ヶ根都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(素案)に対して、次のとおり意見を述べたいので申し上げます。</p> <p style="text-align: center;">平成15年 月 日</p> <p>長野県知事 田中康夫 様</p> <p>公述申出人</p> <p style="margin-left: 40px;">住 所 〒 _____</p> <p style="margin-left: 40px;">ふりがな 氏 名 _____</p> <p style="margin-left: 80px;">(電話 _____)</p> <p><u>意見の要旨</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>
<p>(備考) 1 意見の要旨は400字以内とし、簡潔にまとめてください。</p> <p>2 区域、位置等を特定して意見を公述しようとする場合は、その区域、位置等が容易に判読できるよう、縮尺3,000分の1以上の位置図を添付してください。</p> <p>3 自治会、組合、団体等の組織を代表して公述しようとするときは、その旨を明記してください。</p>	

(注) 用紙はA4判横長の横書き左とじとします。

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、飯島都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針案を作成するため、次のとおり長野県都市計画公聴会を開催します。

平成15年9月8日

長野県知事 田 中 康 夫

1 開催日時及び場所

- (1) 開催日 平成15年10月10日（金）
- (2) 開催時及び場所
午後7時から 飯島町役場 2階防災集会室

2 都市計画案の概要

- (1) 都市計画案
飯島都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を定める。
- (2) 案の閲覧
公告の日から平成15年10月3日（金）まで、3の(3)の場所において閲覧に供する。

3 公述申出について

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、次により意見の概要を記載した文書（以下「公述申出書」という。）を提出すること。

- (1) 公述申出のできる者
都市計画案に係る区域内の土地所有者その他利害関係を有する者
- (2) 公述申出期間
公告の日から平成15年9月22日（月）まで（郵送の場合は、同日までに到着したものに限り。）
- (3) 公述申出書の提出先
長野県土木部都市計画課、伊那建設事務所、飯島町建設課、中川村建設課
- (4) 公述申出書の様式
別紙様式のとおり

4 公述人の選定

あらかじめ公述申出書を提出した者の中から知事が選定して公述人に通知する。
なお、公述の申出がない場合は、公聴会は中止する。

5 その他

この公聴会についての問い合わせは、公述申出書の提出先に行うこと。

(別紙様式)

公 述 申 出 書

(整理番号)

飯島都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(素案)に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

平成15年 月 日

長野県知事 田中康夫 様

公述申出人

住 所 〒

ふりがな
氏 名

(電話)

意見の要旨

- (備考) 1 意見の要旨は400字以内とし、簡潔にまとめてください。
- 2 区域、位置等を特定して意見を公述しようとする場合は、その区域、位置等が容易に判読できるよう、縮尺3,000分の1以上の位置図を添付してください。
- 3 自治会、組合、団体等の組織を代表して公述しようとするときは、その旨を明記してください。

(注) 用紙はA4判横長の横書き左とじとします。

都市計画課

公告

水道法(昭和32年法律第177号)第16条の2第1項の規定により、指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しました。

平成15年9月8日

長野県公営企業管理者 古 林 弘 充

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
グリーン総備	長野市皆神台140番地1	平成15年9月1日
西沢産業株式会社	長野市大字富竹四本柳310番地7	平成15年9月1日
有限会社エネ・サイトウ	長野市若穂綿内8603番地	平成15年9月1日
西田管業株式会社	須坂市大字小山1316番地6	平成15年9月1日

水道課